令和９年度 田子町奨学資金奨学生 募集要項

田子町教育委員会

１　趣旨

学習意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に対して奨学資金を貸し付け、高校・大学等への進学を支援し、有用な人材を育成することを目的とする。

２　採用人員

１０名程度

３　申請資格

次の項目のすべてに該当し、申請時に中学校または高等学校、大学等に在学している者及び進学することが確定した者

（１）田子町に引き続き６ヶ月以上居住している方の被扶養者

（２）人物、学業ともに優秀で、かつ健康であること

（３）生計上の理由により学資負担が困難であると認められる方

４　奨学金の貸付金額及び貸付け方法（田子町奨学資金貸付条例第三条関係）

（１）貸付金額について

区分（志望校）		A. 月額及び入学準備金			B. 入学一時金
		貸付総額	内訳		
			月額	入学準備金	
高校等		72 万円	2 万円	なし	なし
高専	1～3 年次	168 万円	2 万円	なし	なし
	4、5 年次		4 万円	－	－
短大、大学、大学院、各種専門学校等		60 万円×正規修業年数	4 万円 **(※)**	12 万円×正規修業年数	(60 万円×正規修業年数）÷2
〈例〉四年制大学の場合		240 万円	192 万円	48 万円	120 万円

※入学準備金が不要である場合は、月額５万円の貸与となります。

（２）貸付け方法について

① 奨学金は、口座振込により貸付けします。

② 入学準備金または入学一時金は、合格通知書類及び入学確約届を受理後、３０日以内に貸付けします。

③ 月額は、貸付期間中毎年度、４・７・１０・１月に貸付けします。なお、初回は進学先の在学証明書の提出後とします。

5　奨学金の償還（田子町奨学資金貸付規則第十条関係）

区分		償還年数	償還方法と金額
貸付期間が５年以上	入学準備金及び月額	１５年	貸付金の総額を償還年数で除して得た額を毎年度の償還額とし、その額の１／４に相当する額を６月、９月、１２月、及び翌年の３月の末日までに支払うものとする。ただし、償還額に千円未満の端数があるときは、６月の償還にその額を加算する。なお、償還は、卒業後１年間の据置期間の後開始する。
	入学一時金	８年	
貸付期間が４年以上５年未満	入学準備金及び月額	１２年	
	入学一時金	６年	
貸付期間が３年以上４年未満	入学準備金及び月額	１０年	
	入学一時金	５年	
貸付期間が２年以上３年未満	入学準備金及び月額	８年	
	入学一時金	４年	
貸付期間が１年以上２年未満	入学準備金及び月額	６年	
	入学一時金	３年	

※奨学金は無利息です。

＜例１＞　四年制大学を卒業後の償還について

貸付総額２４０万円÷償還年数１２年＝毎年の償還額２０万円

毎年の償還額２０万円÷四半期＝**６・９・１２・３月の償還額５万円**

＜例２＞　六年制大学を卒業後の償還について

貸付総額３６０万円÷償還年数１５年＝毎年の償還額２４万円

毎年の償還額２４万円÷四半期＝**６・９・１２・３月の償還額６万円**

◎償還方法について

① 償還は、卒業後１年間の据置期間の後開始します。

② 貸付口座または指定口座からの口座振替（自動払込）とし、金融機関で手続きが必要となります。
振替日は、６月・９月・１２月・３月の２７日（変更あり）
口座振替できない場合は、納付書払いとなります。

6　償還の一部免除（田子町奨学資金貸付規則第九条関係）

次の項目のいずれかに該当する場合、奨学金の全部または一部の償還を免除することができます。

（１）奨学生または奨学生であった者が死亡したとき

（２）四年制国公立大学に進学した奨学生であった者が当該大学を卒業したとき
（国立高専等は含まない）

なお、いずれの場合も関係する証明書提出等の所定の手続きを要します。

7　申請から貸付までの流れ

※申請受付後、家族や所得・納税の状況について審査を行い選考結果を通知します。
採用者を対象に説明会を開催し、契約手続きに入ります。書類が整い次第、希望する奨学金の貸付が開始されます。

順序	手続き	内容・提出書類
1	申請	奨学金の貸付を申請する方は次の書類を提出していただきます。 ・貸付申請書（様式第１号） ・家庭状況調書（様式第２号） ・個人情報閲覧に関する同意書(様式第２号の２）　**※１** ・前年の総所得証明書　令和８年度所得証明書　**※２－１** ・納税(完納)証明書　令和７年度　**※２－２** **★上記２－１・２－２**、所得等に関わる書類については、**※１**の個人情報閲覧に関する同意書を提出いただきますと、省略できる場合がありますので、お問い合わせください。 ・在学学校長の推薦書（様式第３号）　**※３** ・在学校の成績証明書　**※４** ・住民票謄本１通
2	審査・選考	提出された書類を基に審査・選考を行います。
3	結果通知	審査後、結果を「奨学生採用通知書」等にてお知らせします。
4	入学準備金または入学一時金の手続き	採用者のうち、左記の貸付が必要な方は次の書類を提出していただきます。 ・入学確約届（様式第１３号） ・合格通知書（写し可） ※上記書類の提出により、入学前に貸し付けが行われます。
5	契約	貸借契約のため、採用者には次の書類を提出していただきます。 ・誓約書（様式第５号） ・貸借契約書　（様式第６号） ・連帯保証人承諾書（様式第７号） ・償還明細書（様式第８号） ・連帯保証人となる者２名の印鑑登録証明書 ・前年の総所得証明書（**保護者ではない方の分**）前年度分の総所得を証明する書類、源泉徴収票や確定申告書の写し等 ただし、連帯保証人が本年度１月１日現在、田子町内に住所があった場合は、同意書の提出により不要となります。**※１** ・奨学生名義の普通預金通帳（表紙・中表紙のコピー） ・在学学校の卒業証明書
6	入学準備金または入学一時金の貸付け	５の契約手続き後、４の手続きをした方に貸付（振込）を行います。
7	月額の貸付開始	５の契約手続き後、次の書類を受理後、順次貸付（振込）を行います。 ・進学先の在学証明書

※１・※２　「個人情報閲覧に関する同意書」を提出いただくことにより、所得等に関する証明書は、省略できる場合があります。

※３・※４　証明書は原本提出・開封無効としますので、開封せずに提出ください

※４　進学希望の学校種に関わらず、全ての申請者について成績証明書の提出が必要です。ただし、高校等進学者については、提出は不要です。

８　連帯保証人（田子町奨学資金貸付規則第五条関係）

連帯保証人は、次に掲げる２名とします。

（１）一人は、奨学生の保護者

（２）他の一人は、田子町に住所を有し、独立の生計を営む者で、奨学資金償還の責めを負うことができる者。ただし、田子町に住所を有しない者であっても教育委員会が認めたときは、連帯保証人とすることができます。

９　成績のめやす

（１） 四年制大学等への進学志望者（４年制専門学校含む）

在学中の学校１学年時からの全評定平均が、**４．０以上**であること。

（２）専門学校・短大等への進学志望者

在学中の学校１学年時からの全評定平均が、**３．０以上**であること。

１０　所得・収入のめやす

所得・収入に係る選考基準については、別途定めるものとする。